

会員の就業に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）がその設立の目的を達成するため、会員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 会員はお互いに、経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創意を發揮しながら、働く機会を広げ、その健康と福祉を増進し、地域社会づくりに貢献するとともに、この法人の発展に寄与するものとする。

(処遇、平等の原則)

第3条 この法人は、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教等の理由により就業その他処遇面で差別的な扱いをしない。

第2章 就業

(仕事の割当て)

第4条 この法人は、仕事の発生の都度、会員の希望を配慮し、その合意のうえあらかじめ就業時間、就業期間、仕事の内容、その他就業に関する事項を明示して割り当てるものとする。

(就業時間)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮し、原則として1日8時間を上回らないものとする。ただし、この法人は、職務の性質、就業場所、季節等の事情によりその始業、就業時間、休憩時間及び休日等の基準について別に定めることができる。

この場合においては、労働基準法（昭和22年法律第49号）を尊重して定めるものとする。

(配分金又は会員業務委託料)

第6条 会員の就業に伴う配分金又は会員業務委託料については、就業の都度、仕事の時間、内容等に見合って個別に提示する。

(就業上の注意事項)

第7条 会員は、就業にあたり次のことに留意しなければならない。

- (1) 工作中は、お互いに仕事の計画や方法などを話し合いで決め、仲良く協力して働くこと
- (2) やむを得ない事情により、約束の仕事に従事できない場合は事前に届け出ること
- (3) 工作中に知り得た業務上の機密事項及び発注者並びに受託者の不利益になることは、他に漏らさないこと
- (4) 会員の立替材料費は事前に経理責任者に許可を取り、上限金額は1万円とする。また、会員立替払報告書を作成し、提出すること

(就業終了)

第8条 会員は、次の各号に該当するときは、その就業を終了する。ただし、第4号及び第5号に該当することにより就業を終了する場合は、この法人は会員に対し予告するものとする。

- (1) 定められた就業期間が満了したとき

- (2) 本人から就業を取り止めたい旨の申し出があったとき
- (3) 天災地変、その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能となったとき
- (4) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められるとき
- (5) 会員として、この法人の目的と名誉に反する行為があったとき
- (6) その他会員の資格を喪失したとき

第3章 安全、衛生

(措置義務)

第9条 この法人は、会員の就業にあたり、その安全、衛生の面を常に配慮し、就業上の傷害防止などに努力するものとする。

- 2 安全対策として認められ、会員が就業に必要な安全装具を購入する際は、補助をすることができる。
- 3 前項の補助基準は別に定める。

(健康診断)

第10条 この法人は、会員の就業に際し、その健康と福祉の増進のため毎年1回以上健康診断を受けるよう指導する。

- 2 健康診断の結果、特に必要がある場合は、この法人は会員に対し一定期間就業を禁止し、又は就業時間及び職種の変更などをさせることができる。

第4章 傷害補償、損害補償

(傷害補償及び損害補償)

第11条 会員は、その仕事の遂行に関し傷害を受けた場合は、シルバー保険により補償を受けることができる。

- 2 会員は、その仕事の遂行に関し賠償責任が発生した場合は、シルバー保険により賠償をすることができる。
- 3 会員の故意または重大な過失等による賠償責任が発生した場合、シルバー保険で担保できない賠償は会員が負うものとする。
- 4 損害賠償にシルバー保険を使用した場合において、会員の免責金額は1万円とする。

第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附 則

- この規程は、令和3年9月1日から施行する。
この規則は、令和4年9月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和8年2月25日から施行する。